

令和7年度特別区国民健康保険基準料率等の設定について

令和7年度特別区国民健康保険基準保険料率は、国から示された諸係数、1月に東京都が確定係数に基づき示した納付金及び標準保険料率等を踏まえて算定を行い、令和7年2月の特別区長会で報告し、了承を得たところである。

1 令和7年度基準保険料率算定における基本的な考え方（7年2月特別区長会了承事項）

【法定外繰入の解消又は縮減・特別区の激変緩和措置】

賦課総額の考え方として、制度上保険料の対象となる経費（滞納繰越分の収納見込みを除く。）を賦課総額の対象とした上で、平成30年度は、そのうち納付金分を94%として算定し、以後、平成30年度から令和5年度までの6年間の激変緩和措置期間を目途に、この激変緩和措置割合を原則1%ずつ引き上げ、法定外繰入を段階的に解消する旨を平成29年度特別区長会において定めていた。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による医療費の急増等により、計画通り進めることが困難となり、令和5年度保険料においては、激変緩和措置割合を97.3%に設定し、更に基礎分に対して追加で一般財源を投入して算定を行う結果となった。

こうした現状を踏まえ、特別区長会では、新たなロードマップとして、目標達成年度を当初計画から2年延長し、令和5年度激変緩和措置割合から1ポイントずつ（令和6年度は0.7ポイント）引き上げ、令和8年度で納付金の100%を賦課総額とする通常の保険料算定を目指すこととした。

これにより、令和7年度の激変緩和措置割合は99.0%となる。

※ 特別区の激変緩和措置額等：約158億円

医療分 約105億円、支援金分 約41億円、介護分 約12億円

【介護分の所得割率統一について】

介護分の所得割率については各区設定としてきたが、今後、都内保険料水準の統一を目指していくことに鑑み、令和6年度から23区統一の基準保険料率を定めることとし、上記ロードマップ目標達成年度である令和8年度までの期間を経過措置期間とすることとした。

【賦課割合】

平成 30 年度制度改正により、全国での所得割と均等割の賦課割合を 50 : 50 とした上で、各都道府県の所得水準を反映した賦課割合を原則とするとされた。

その結果、特別区における令和 7 年度の賦課割合は 58 : 42 となるため、医療分・支援金分・介護分は、原則どおり所得割 58 : 均等割 42 とする。

2 保険料算定をめぐる状況

① 一般被保険者数は 1,698,978 人と見込む。〔前年度比▲8,095 人（▲0.47%）〕

② 国保事業費納付金は、以下のとおり見込む。

医療分 205,828,562 千円〔前年度比▲7,585,258 千円（▲3.55%）〕

支援金分 72,584,579 千円〔前年度比 1,534,465 千円増（2.16%増）〕

介護分 26,077,752 千円〔前年度比▲66,380 千円（▲0.25%）〕

③ 特別区の激変緩和措置額等を約 158 億円と見込む。

④ 賦課総額については、以下のとおりである。

医療分 191,382,782 千円〔前年度比▲8,554,820 千円（▲4.28%）〕

支援金分 68,003,302 千円〔前年度比 752,890 千円増（1.12%増）〕

介護分 24,561,763 千円〔前年度比▲99,270 千円（▲0.4%）〕

⑤ 保険料算定の所得額について、新型コロナウイルス感染症の特例対応が終了したことを踏まえ、令和 6 年度比 0.5%増を見込んだ額とする。

3 令和 7 年度基準保険料率（7 年 2 月特別区長会了承事項）

① 医療分・支援金分

(1) 1 人当たり保険料 152,673 円〔前年度比▲3,847 円（▲2.46%）〕

(2) 所得割率 10.40%〔前年度比▲1.09 ポイント〕

(3) 均等割額 64,100 円〔前年度比▲1,500 円（▲2.29%）〕

(4) 賦課限度額 92 万円

〔医療分 66 万円（前年度 65 万円）、支援金分 26 万円（前年度 24 万円）〕

② 介護分

(1) 均等割額 16,600 円〔前年度比 100 円増（0.6%増）〕

(2) 賦課限度額 17 万円（前年度と同額）